

新座市キャッシュレス決済ポイント還元事業（第4弾）業務委託仕様書

1. 件名

新座市キャッシュレス決済ポイント還元事業（第4弾）業務委託

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年2月20日

3. 履行場所

新座市全域

4. 基本事項

(1) 目的

市内の店舗において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーン（以下、「キャンペーン」という）を実施することにより、消費を喚起し、物価高騰の影響を受けている消費者及び市内事業者の経営を支援するとともに、キャッシュレス決済の普及を図る。

(2) キャンペーンの概要

| | |
|--------------|--|
| ポイント還元率 | 決済金額の20% |
| ポイント付与上限額 | 1,000円/回、5,000円/期間 |
| 対象キャッシュレス事業者 | auPAY、d払い、PayPay、楽天ペイ、楽天Edy |
| 対象店舗 | 対象キャッシュレスを導入している市内所在の中小企業者（大型店、チェーン店、コンビニエンスストア、病院等を除く） ○中小企業者とは資本金5,000万円以下であること ○大店立地法に則り1,000平方メートル以内の店舗であること ○その他対象外店舗・対象外商品 ・インターネット販売等の実店舗外での決済 ・定価以下で販売が認められていないもの（たばこ等） |

| | |
|-----------|---|
| | ・健康保険法、国民健康保険法、労災保険、自賠責保険の対象となる医療等の社会保険医療の給付等を行う保険医療機関及び保険薬局 など |
| ポイント付与対象者 | 対象店舗において対象キャッシュレスで決済した消費者 |
| 実施期間 | 令和7年10月16日から令和7年11月30日まで |

(3) スケジュール（予定）

| | |
|-------------------|---|
| 令和7年6月上旬 | 業務委託契約締結 |
| 令和7年6月～9月 | キャンペーン実施準備（店頭用啓発物の作成、対象店舗の精査、対象店舗への発送、市民向け個別相談会説明会の開催、周知など） |
| 令和7年10月16日～11月30日 | キャンペーン実施、市民向け個別相談会 |
| 令和8年1月～2月 | 実績報告書提出 委託料支払い（換金分：ポイント還元額確定後、 業務分：事業完了後一括払） |

5. 業務内容

(1) ポイントの付与

ポイント付与対象者に対し、対象キャッシュレスで決済した金額に所定のポイント還元率を乗じた金額相当のポイントを付与すること。なお、ポイント付与のタイミングは、令和8年1月末日までとする。

(2) デジタルデバйд対策

ア 市民向け個別相談会の開催

高齢者層などのキャッシュレス決済を使い慣れていない市民へのサポートとして、対象キャッシュレスの使い方等を案内する次の①及び②の個別相談会を開催すること。また、当該相談会が効果的な企画・実施内容になるよう提案すること（会場手配は発注者が行い、受注者に会場代の負担は求めない。イス・机は会場のものを使用可）。

① 日時：令和7年8月～9月のうち11日間 開催時間10時～16時

※ 開催時間の30分～1時間前から準備を進めること

場所：栗原公民館、東北コミュニティセンター、西堀新堀コミュニティセンター、第一老人福祉センター、第二老人福祉センター、福祉の里老人福祉センター、高齢者いきいき広場5か所（新堀、八石、東野、西堀、池田）計11か所

② 日時：令和7年10月1日～11月7日（平日の26日間）

開催時間9時～17時

場所：新座市役所本庁舎1階市民課前ブース

（期間中、イス・机は撤去せず固定）

イ 楽天Edyの使用機会等に関する取組

市ではスマートフォンを持っていない市民への支援として楽天Edyの活用を推進する。

上記の「ア 市民向け個別相談会」において、楽天Edyを無料配布することを想定しているが、このほか、利用者にとって楽天Edyが活用し易くなるような効果的な取組（対象店舗開拓含む）を提案すること。

ウ 使い方パンフレットの作成

利用者が、来店時やチャージ時でも見ながら操作ができるよう、持ち運びにも対応できる操作方法を分かり易く説明した使い方パンフレットを作成すること（全てのペイメントに関するもので印刷数1,000部程度を想定）

エ その他デジタルデバイド対策として効果的な取組があれば提案すること

(3) 対象店舗の精査

対象店舗になり得る一覧のデータをエクセル形式にて市に提供すること。

当該一覧のデータ情報を基に発注者が対象店舗有無の精査を行うため、提供データについては店舗名、所在地、業種、資本金額のほか、上記の「対象店舗」で示した要件を踏まえた必要な情報提供や対象店舗有無を判断する上で効果的な取組を提案すること

(4) 対象店舗店頭掲示用のキャンペーンPRツール作成及び送付

対象店舗がキャンペーン実施期間中に店頭等に掲示するためのキャンペーンPRツールを作成し、全対象店舗に送付すること。

ツールの種別及び数量の指定はないが、PR効果が高いと認められるもの

とする。

なお、ツールの作成に当たっては、新座市が実施するキャンペーンであることがわかりやすいデザインであることとし、発注者の校正を受けることとする。

(5) キャンペーンの広報

事業について広く周知するため、特設ホームページ、SNS、チラシなどの広報素材を企画・作成し、効果的に活用すること。

なお、チラシについては、少なくとも個別相談会の周知用として、市行政施設及び市民団体に6,200枚（A4サイズの両面）の配布を想定している。

また、実施期間中にポイント還元となる原資がなくなることを想定し、予め、速やかにキャンペーン終了の周知が図れる準備をしておくこと。併せて、キャンペーン終了とする判断日が、具体的にいつの日となるかについても示すこと。

(6) コールセンターの設置

ア 市民や事業者からの電話による問合せ対応のため、専用のコールセンターを設置すること。また、必要十分な複数の電話回線を受注者において用意すること。

イ 設置期間はキャンペーン実施の少なくとも2週間前から設置するものとし、発注者と協議の上で決定する。

ウ 問合せ対応に必要な能力を有するオペレーターを配置し、意見・苦情も含めたあらゆる内容について誠実に対応すること。

エ 想定される問合せ内容についてマニュアルを作成し、オペレーターに教育・研修を行うこと。また、マニュアルは問合せ内容や発注者からの指摘により随時更新すること。

オ 苦情については特に慎重に対応し、結果について発注者に速やかに報告すること。

(7) 効果検証

ア キャッシュレス決済の動向等を調査し、発注者へ適宜報告すること。

イ キャンペーン期間終了後、各対象キャッシュレス決済事業者における対象店舗数、決済状況、利用者数及び利用回数などについて、可能な限り詳細な集計分析を行い、事業の効果検証を行った上で、実績報告書を提出す

ること。

ウ 事業の効果検証について、事業者へのアンケートの手法を活用し、報告書を作成すること。

6. 事業スケジュール（予定）

令和7年

6月 事務局開設、相談会周知チラシの作成（7月上旬納品）

7月 対象店舗精査、販促物の作成

8月 コールセンター開設、個別相談会の開催

9月 個別相談会の開催、販促物の発送

10月16日～11月末 キャンペーン開催、個別相談会の開催

12月～1月 ポイント付与

令和8年

2月 実績報告書提出・委託料支払い

7. その他

- (1) 新座市業務委託契約基準約款及び個人情報等の取扱いに係る特記事項を遵守すること。
- (2) 委託業務の終了後、成果品に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかに訂正しなければならない。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は発注者、受注者が協議して決定するものとする。
- (4) 事故、災害などの緊急事態が発生した場合、受注者は迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに発注者に報告すること。